

件名	食中毒警報について
受付日	令和2年8月6日
ご意見・ご提案の概要	「食中毒警報を発令した」とあるが、発令という用語は適切か。
県の考え方	「発令」という語は、広く一般的に「警報等を出すこと」にも使われていることから、食品衛生に関する注意喚起である「食中毒警報」について、「発令」と表現しておりました。しかし、「発令」には「法令・辞令・指示などを出すこと」という意味合いもあることから、今後は誤解が生じないように、「発令」ではなく「発表」という語を用いることとしました。
担当課	健康福祉部 生活衛生課